滝 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議事録

１．開催日時　　令和４年７月２８日（木）　１３時５５分から１４時５５分

２．開催場所　　滝川市庁舎３階３０１・３０２会議室

３．出席委員（１６人・議席番号順）

　　会長　　木　幡　孝　雄

　　会長職務代理者　　内　野　淳　志

　　委員　　１４人

４．欠席委員　　０人

５．議事日程

　１　会長あいさつ

　２　議事録署名委員の指名

　３　会期の決定について

　４　報告１　一般事務報告について

　５　議案１　農地法第３条の規定による許可申請について

　６　議案２　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

　７　議案３　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

　８　議案４　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

　９　議案５　現況証明願について

６．農業委員会事務局職員

	（会長、挨拶の後）
議　　長	それでは只今から第２５回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は１５名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。３番、畠山委員より遅刻の届出が出されております。 議事日程２番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各　委　員	（異議なしの声あり）
議　　長	本日の議事録署名委員に４番、太田委員、５番、又村委員を指名いたします。 議事日程３番、会期の決定について、会期を本日限りとすることでよろしいですか。
各　委　員	（異議なしの声あり）
議　　長	会期は本日１日限りといたします。 議事日程４番、報告第１号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説　明　員	報告第１号、一般事務報告について説明します。 （報告第１号について資料により報告）
議　　長	只今、説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各　委　員	（なしの声あり）
議　　長	質疑意見を終了いたします。報告第１号については、報告済・承認とします。 議事日程５番、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説　明　員	議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請について説明します。今月は使用貸借権１件です。 １番、江部乙町　番、地目「畑」面積 899 ㎡、　さんから　さんへの使用貸借です。これまではＪＡたきかわ転貸による利用集積計画で貸借していましたが、契約満了に伴い、３条使用貸借に切り替えるものです。以上で説明を終わります。

議　　長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委　　員	さんの経営面積は、相続したものか。別議案の　さんの経営面積も同一になっているが。
説　明　員	さんの所有する農地の面積は３条のこれだけです。　さんと同一世帯の扱いになっているため　さんと合算されて出てくる。経営面積のほとんどは　さんの所有農地でこれまで通り利用集積計画による賃貸借とするが、　さんについては家の裏の畑で面積も少なく収穫もないので使用貸借としたものです。
議　　長	他にございませんか。
各　委　員	（なしの声あり）
議　　長	質疑、意見を終了いたします。議案第１号について、許可申請は許可相当とすることでよろしいですか。
各　委　員	（異議なしの声あり）
議　　長	議案第１号については原案のとおり決定といたします。 議事日程４番、議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説　明　員	議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明いたします。 １番、緑町　番、現況地目「畑」、転用面積 507 ㎡、申請人　さん。転用目的は、雪堆積場及び庭の造成です。申請地は平成元年に車庫造成のため５条申請許可された土地ですが、未施工のまま地目変更もされず現在に至っており、所有者本人の申請による再転用となります。工期は右側備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。以上、用途地域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。
議　　長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委　　員	車庫申請されていたものを今、変更しても問題はないのか。
説　明　員	本来であれば、平成元年の申請の取り下げが必要である。ただ、現状

	新たに再申請を上げれば良いとなっているが、実はこのような事例は多い。昔転用を上げて許可が出ているが転用が行われず、現況地目のみが宅地や雑種地になっている例が散見される。近年は転用許可後に完了報告書を提出させて、転用の実態を確認しているが、相続した一昔前の案件等は確認はできないので、相談があった際には、転用許可を得ていたが、古い航空写真等で確認しても実施されていないと判断したものについては再転用してくださいと指導しています。転用を逃れるための手段として現況証明で処理するということはしておりません。
議　　長	他にございませんか。
各　委　員	（なしの声あり）
議　　長	質疑、意見を終了いたします。議案第２号について、許可申請は許可相当とすることでよろしいですか。
各　委　員	（異議なしの声あり）
議　　長	議案第２号については原案のとおり決定といたします。 議事日程５番、議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説　明　員	議案第５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転２件、貸借権１件です。 １番、江部乙町　番、現況地目「畑」、譲渡人　さん、譲受人　さん。転用面積 468 ㎡、第一種住居地域内、転用目的は雪堆積場の造成です。譲受人は平成２９年に５条転用で太陽光発電を造成しましたが、その隣接地となります。工期は右側備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。 ２番、滝の川町　番、現況地目「畑」、貸主　さん、借主　さん。転用面積 659 ㎡、準住居地域内、転用目的は駐車場の造成です。隣地の雑種地 330 ㎡と一体として２筆 989 ㎡に造成します。店に隣接する土地となります。大型車の利用が多いことから大型車用の駐車場７台分を確保のため造成を予定しています。工期は右側備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。

	３番、扇町　番、現況地目「畑」、譲渡人　さん、譲受人　さん。転用面積 297 ㎡、第一種低層住居地域内、転用目的は倉庫、駐車場、雪堆積場の整備です。譲受人は申請地近くに店舗兼住宅を所有し、塗装業を営んでいますが店舗に隣接する倉庫が道路用地に越境して建てられていたことから、早急に倉庫の代替地を探していたところです。 以上１番から３番までは用途地域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。
議　　長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各　委　員	（なしの声あり）
議　　長	質疑、意見を終了いたします。議案第３号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 （異議なしの声あり）
各　委　員	議案第３号については原案のとおり決定といたします。
議　　長	議事日程６番、議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説　明　員	議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は、新規の賃貸借３件、新規の使用貸借１件、所有権移転２件となっております。 １番、江部乙町　番、現況地目「田」、面積 93,780 ㎡、　さんからさんへの賃貸で、期間は 10 年、10a 当りの賃借料は 8,000 円です。ＪＡたきかわ転貸による利用集積計画で貸借していましたが、契約満了に伴い、相対で貸借するものです。なお、江部乙　丁目の畑については、別の農業者に来月以降貸借する予定です。 ２番、江部乙町　番、現況地目「田」、面積 4,985 ㎡、　さんから、さんへの賃貸で、期間は３年、10a 当りの賃借料は 5,000 円です。　さ

	んの農業廃業に伴い、ハウスを撤去し、　さんが新たに耕作します。 ３番、江部乙町　番、現況地目「田」、面積 51,529 ㎡、　さんから　さんへの賃貸で、期間は１年、10a 当りの賃借料は 11,500 円です。　さんは今年度まで自分で耕作する予定でしたが、体調をくずし、耕作ができなくなったことから　さんにお願いすることとなったものです。貸借期間１年となっているのは、来年あっせんにより売却する予定のためです。 ４番、北滝の川　番、現況地目「田」、面積 10,214 ㎡、　さんから　さんへの使用貸借で、期間は５年です。　さんの農業廃業に伴い、そば畑を撤去し、　さんが新たに耕作します。 次に所有権移転１番、江部乙町　番、地目「田」、面積 33,498 ㎡、北海道農業公社から　さんへの売買による所有権移転賃貸です。売買価格は 13,064,000 円、10a あたり 390,000 円です。農地保有合理化事業により旧所有者である　さんから取得した農地に賃貸借権を設定して農用地利用集積計画を定めていたものですが、この度売買による所有権移転を行うものです。 ２番、江部乙町　番、地目「田」、面積 48,447 ㎡、北海道農業公社から　さんへの売買による所有権移転賃貸です。売買価格は 14,534,000 円、10a あたり 300,000 円です。農地保有合理化事業により旧所有者である　さんから取得した農地に賃貸借権を設定して農用地利用集積計画を定めていたものですが、この度売買による所有権移転を行うものです。以上で説明を終わります。
議　　長	説明が終わりました。議案第４号、貸借権設定申請番号３番を除く５件について、質疑、意見を求めます。
委　　員	２番について、どういう経過で借主が受けることになったのか教えてほしい。
説　明　員	貸主はハウスでトマト農家をしていたが、老齢により農業を廃業することになり耕作者を探していたが、面積も狭く、沼地の横の三角形の土地で使い勝手も悪く受け手が出てこなかったが、小麦を作りたいという

	ことで合意した。多分、家が近所だから話がまとまったのではないか。
説　明　員	最初から二人で相談申請に来ており、事務局で間を取り持ったわけではない。
議　　長	他にございませんか。
各　委　員	（なしの声あり）
議　　長	質疑意見を終了します。貸借権設定申請番号３番を除く５件について、許可申請は許可相当とすることでよろしいですか。
各　委　員	（異議なしの声あり）
議　　長	議案第４号、貸借権設定申請番号３番を除く５件については、原案のとおり決定といたします。次に貸借権設定申請番号３番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。 （委員１４：３３退室）
議　　長	議案第４号貸借権設定申請番号３番について、質疑意見を求めます。
各　委　員	（なしの声あり）
議　　長	質疑意見を終了いたします。議案第４号貸借権設定申請番号３番については、許可申請は許可相当とすることでよろしいですか。
各　委　員	（異議なしの声あり）
議　　長	議案第４号、貸借権設定申請番号３番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。 （委員１４：３４入室）
議　　長	議事日程９番、議案第５号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説　明　員	議案第５号、現況証明願について説明いたします。 １番、大町　番、登記簿地目「田」、面積 342 ㎡。所有者、　さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。昭和４４年に５条転用許可された土地ですが、当時事業計画通りに建築施工されましたが、地目変更が行われないまま現在に至っております。現在も住宅があり生活しております。将来的に売買の予定のため申請となったものです。備考欄に現地確認者４名を記載しております。

	２番、江部乙町　番、登記簿地目「畑」、面積 2,170 ㎡。所有者　さん、現況「畑」、「農地以外」として利用されています。申請地は長年「畑」として使用されておらず草木が生い茂ってる状態で現在に至っており農地性はないものと思われます。 備考欄に現地確認者４名を記載しております。以上、審議をよろしくお願いいたします。 （畠山委員１４：４２入室）
議　　長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各　委　員	（なしの声あり）
議　　長	質疑意見を終了します。議案第５号について、許可申請は許可相当とすることでよろしいですか。
各　委　員	（異議なしの声あり）
議　　長	議案第５号については、原案のとおり決定といたします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 （各推薦委員から事務連絡あり）
議　　長	その他、事務局からお願いいたします。
説　明　員	（行事日程について資料に基づき報告）
議　　長	第２６回総会は８月２９日１４時からということで決定します。 以上をもちまして、第２５回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。（１４：５５）